

7月6日にホームページで、「町民の声」の御意見に回答させていただきましたが、10月11日に回答に対する御意見をいただきましたので、回答させていただきます。

意見の概要	対応・取り組み状況
<p>① 1～3について、「指導している」「再度指導を行っていきます」「内部会議で注意喚起していますが、再度徹底を図ります」とあるが、いつ(年月日)指導を実施したか、該当職員だけに対してしたのか、常勤・非常勤・役員を含めた全員なのか、本当に実施したのか、回答に全く記載がない。本当に「指導したのか」「注意したのか」、全く信憑性が無い、苦情対応のマニュアルに沿った回答ということが見え見えである。</p> <p>なお、3については、利用者がいない時に吸っていたということで、いなければ吸っていいのか？これだけ分煙・禁煙・受動喫煙と騒がれている昨今、利用者が乗る車でたばこの煙が生じていた事実を踏まえると、当該職員に対し、減給処分があってもおかしくない。公務員ということの自覚が足りていない、減給処分を求める。</p>	<p>1～3の前の回答について、説明不足の部分がありました。申し訳ありませんでした。再度説明をさせていただきます。</p> <p>1～3について、6月29日の内部会議で報告し指導しました。内部会議の出席者は、会長と管理職及び係長の職員9名の合計10名です。係長が各事業所の施設長になりますので、内部会議後に係長をとおして、常勤職員・非常勤職員の全職員に報告し指導したことを、7月11日の内部会議で確認しました。</p> <p>3について、再度協議した結果、対応に変更はありません。</p> <p>北栄町社会福祉協議会は社会福祉法人です。職員は全て民間の団体職員ですので、公務員ではありません。</p>
<p>② 5について、結論は引き続き会長室に私物のプリンターを設置し、趣味活動を継続されるとのことで、反省の文面が全くありません。そもそも社会福祉協議会の電気代を使用して私物のプリンターで写真を出されていること自体、税金の無駄使いであり、その点について全くへ本人が気づいておられないことに呆れるばかり。</p> <p>なお、社会福祉協議会内部職員からの情報で、1日中不在の会長室のエアコンがつけっぱなしだったことも聞いている。</p> <p>反省の文面もなく、処分も下されてないことから、こういったことも含め、再度処分を要求する。具体的には報酬の減額。</p>	<p>再度協議した結果、プリンターを会長室から撤去します。</p> <p>現在は、前回の回答どおり会長室では開館時間内に社会福祉協議会の行事の写真のみ印刷していますが、誤解をまねいているようですので、プリンターを早急に会長室から撤去します。</p> <p>また、エアコン・電気のつけっぱなし等については、会長本人はもとより、職員も気をつけてそういったことがないよう徹底していきます。</p>

③ 6について、結論は、公務員の職務上の義務違反に対する懲戒処分ということで、恐らく最も給与が高い事務局長の給与が減給されてないことが理解できない。公用車を利用することにより、ガソリン代は町から社会福祉協議会への補助金つまり税金から捻出されており、公費を私的に流用しておきながら、自らの給与に傷をつけてないことがよく恥ずかしくないと思う。社会福祉協議会内部職員からの情報で、長年不払い残業を続けており、タイムカードを押してから残って仕事をさせていることを聞いている、再度処分の検討をし、減給を求める。

再度協議した結果、対応に変更はありません。  
使用した燃料については補充をしていますが、公用車を私的な自治会作業に使用したことが問題で、それに対する処分です。  
不払い残業についてですが、残業をする場合は、上司に伺いをしたうえで残業するように、①の内部会議で複数回にわたり指導をしています。タイムカードを押してから残って仕事をするように指導した事実はありません。

※前回の「意見の概要と対応・取り組み状況」です。

6月27日に町から報告いただいた「町民の声」で、社会福祉協議会について御意見をいただきましたので、回答させていただきます。

北栄町社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的に「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して活動しています。

「社協会費」は、趣旨に賛同していただいた町民の皆様、事業所の皆様から御協力していただけているもので、御協力いただいた金額、活用内容については、6月末に全戸配布しました広報誌「ふれあい・7月号」で報告させていただきました。

「社協会費」については、今後も趣旨を説明し、町民の皆様、事業所の皆様に御協力をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

意見の概要	対応・取り組み状況
<p>① 瀬戸の窓口に行った時、職員が机の下に携帯電話を隠してずっと見ていた。仕事が無いのであれば辞めさせればいい。そんな職員に税金が行くのは馬鹿らしい。ちなみにその後の対応も悪かった（上から目線、きれいな言葉使いをしているようだが、対応の態度が横柄で、いい加減・適当だった。心無い。）。</p>	<p>御指摘のあった職員は、2016年12月に一身上の都合により退職しましたので、御指摘の点について本人に確認することはできませんでしたが、机の下に携帯電話を隠してずっと見ていた、ということであれば、あってはならないことであり、深くお詫び申し上げます。</p> <p>窓口対応の職員に関わらず、職員には服務規律を守り、来訪者の方への対応については親切丁寧な対応をするように指導していますが、このような意見があったことを職員に報告し、再度指導を行っていきます。</p>
<p>② 香典返しを持参した際、領収書もらった。領収書の字が汚い。字が汚いのは仕方無いとしても、丁寧に書こうとした字でもない。近所の人で香典返しをした人に聞いたが、その方も同じように「汚い字だった、いい加減な字だった。」と言っていた。</p>	<p>このような意見があったことを職員に報告し、丁寧に対応するように努めます。</p>
<p>③ いつも車いすの乗る車を運転している職員、いつも車内でたばこを吸い運転している。福祉施設の車って運転手がたばこを吸っているんですか？運転中に携帯電話を使っているのも見ました。それが事実であるなら、当然処分が下される内容であり、処分内容も掲載いただきたい。</p>	<p>車いす送迎車両を運転し喫煙する3人の職員に指摘事項について確認しました。携帯電話使用については全員が否定しましたが、喫煙については1人の職員が利用者のおられないときでしたが喫煙していることの確認ができましたので、今後喫煙をしないように厳しく注意・指導しました。</p> <p>なお、携帯電話使用については、数年前に社協監事から指摘を受け使用した職員を注意・指導するとともに、内部会議をとおして職員に注意喚起をしました。</p> <p>また、公用車での喫煙は禁止し、交通安全に関わることについては、毎月2回の内部会議で注意喚起していますが、再度徹底を図ります。</p>

<p>④ 社会福祉協議会からボランティア啓発について耳にしたり、記事を読んだりしている。そもそも「ボランティアをお願いします。」と言っているが、社会福祉協議会の職員がボランティアをしていないと思う。ちなみに2017年4月～5月という期間で各職員が地域でどの程度のボランティアをしているかを知りたい（もちろん村のそごとは除く）。</p>	<p>2017年4月時点での正規職員は27人、2017年4月～5月にボランティアをした職員は3人で6回です。ボランティア啓発をしている側からすると十分な活動とはいえません、今後は今まで以上に社協内部でボランティア啓発に取り組んでまいります。</p>
<p>⑤ 社会福祉協議会の内部の職員から聞いたが、会長は、会長室に私物のプリンターを設置し、趣味である写真を勤務中及び土日のプライベートな時間に印刷しているそうです。それが事実なら、公私混同であり、税金の使われ方・社協会費の使われ方を聞きたい。また、文化団体の会長もされているそうですが、社会福祉協議会と文化団体とのお金の流用がなされているのか知りたい。</p>	<p>会長は、社会福祉協議会と図書館に常設の写真の展示スペースをもち2ヶ月に1回のペースで展示替えをしています。また、社会福祉協議会並びに町主催の様々なイベントの際に写真を取り、社会福祉協議会及び町関係の写真を印刷しています。会長職は常勤ではなく非常勤のため、都合の良い時間に作業をしています。</p> <p>今後、会長室では開館時間内に社会福祉協議会の行事の写真のみ印刷します。</p> <p>なお、社会福祉協議会と文化団体とのお金の流用は一切ありません。</p>
<p>⑥ 社会福祉協議会の内部の職員から聞いたが、事務局長は社会福祉協議会の公用車軽トラックを、地元の自治会の作業に使っているそうです。それが事実なら、公私混同であり、税金の使われ方・社協会費の使われ方を聞きたい。</p>	<p>事務局長は、2013年6月～2016年6月までの間、自治会作業に公用車の軽トラックを年間3回程度借用しました。今後は、こういったことが無いよう厳しく指導するとともに、戒告処分とします。</p>